

令和 5 年 1 月 31 日

令和 6 年 10 月 1 日

総務部長決定

公共工事設計労務単価等の改定に伴う新労務単価等の運用 に係る特例措置について

豊島区が契約を締結する工事又は設計業務委託等（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務をいう。以下同じ。）において、「公共工事設計労務単価及び「設計業務委託等技術者単価」が新単価に改定されたことに伴い、工事請負契約約款第 57 条等の規定により、受注者が契約金額の変更を請求する場合について特例措置を定め、以下のとおり運用するものとする。

1. 措置の概要

(1) 工事

工事請負契約約款第 57 条の規定により、受注者は公共工事設計労務単価について、新単価改定前の単価に基づく契約を新単価改定後の単価（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

契約金額の変更の協議を請求する場合は、契約変更協議書（様式 1）を契約課に提出する。

(2) 設計業務委託等

業務委託・請負契約約款第 37 条の規定により、受注者は設計業務委託等技術者単価について、新単価改定前の単価に基づく契約を新単価改定後の単価（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

契約金額の変更の協議を請求する場合は、契約変更協議書（様式 2）を契約課に提出する。

2. 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。なお、変更協議が整う以前に支払手続済みの場合は対象外とする。

変更後の契約金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表す。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予

定価格

k：当初契約の落札率

3. 請求期限

本措置による契約金額の変更協議の請求期限については、当該契約を締結した日から2か月以内とする。

4. その他

本措置を適用する受注者においては、公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置の趣旨を十分踏まえ、下請け企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金引上げ等について適切に対応し、報告書を提出すること。

附 則

この基準は、令和5年2月1日より施行する。

この基準は、令和6年10月1日より施行する。

(様式1)

年 月 日

(宛先)
豊島区長

(受注者)
住 所
氏 名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

契 約 変 更 協 議 書 (請求)

下記の請負契約について、令和 年 月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約に変更したいので、工事請負契約約款第57条による協議を請求いたします。

記

- 1 件 名
(契約番号) (ー)
- 2 契 約 日 年 月 日
- 3 契 約 金 額 ￥ (税込み)
- 4 履 行 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 協議及び内容 令和 年 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の適用による契約変更
- 6 そ の 他 令和 年 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の趣旨を十分踏まえ適切に対応するとともに、対応内容について報告します。

年 月 日

(宛先)
豊島区長

(受注者)
住 所
氏 名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

契 約 変 更 協 議 書 (請求)

下記の請負契約について、令和 年 月から適用する設計業務委託等技術者単価に基づく契約に変更したいので、業務委託・請負契約約款第37条による協議を請求いたします。

記

- 1 件 名
(契約番号) (ー)
- 2 契 約 日 年 月 日
- 3 契 約 金 額 ￥ (税込み)
- 4 履 行 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 協議及び内容 令和 年 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置の適用による契約変更
- 6 そ の 他 令和 年 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置の趣旨を十分踏まえ適切に対応するとともに、対応内容について報告します。